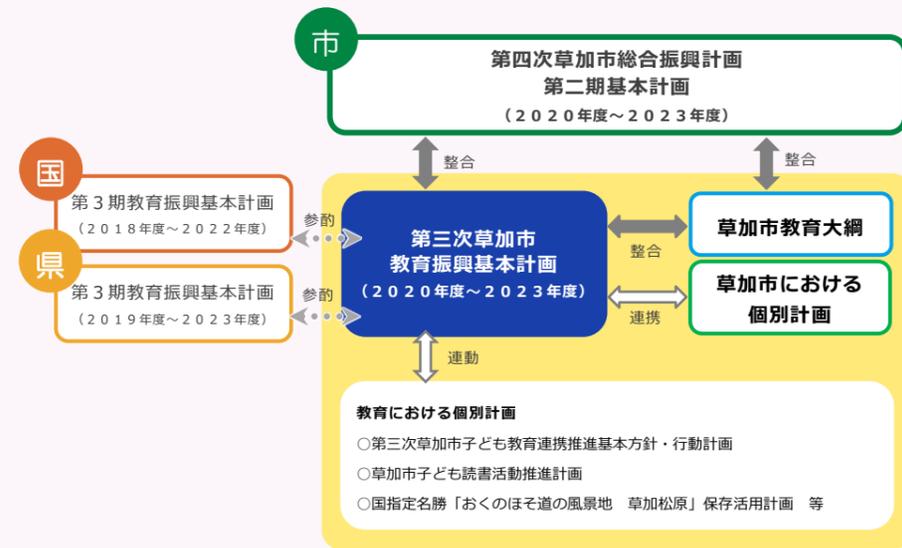


第三次草加市教育振興基本計画（素案）の概要について

1 計画の基本的事項

根拠 | 教育基本法第17条第2項
 期間 | 2020年度～2023年度
 対象 | 子ども教育、社会教育、人権教育



2 第二次計画策定以降の状況

(1) 教育を取り巻く環境の変化と課題

- ・人口構造の変化と少子高齢化
- ・情報化社会とグローバル化の進展
- ・経済構造と雇用状況の変化に伴う格差の拡大
- ・環境問題の深刻化
- ・多様なニーズに対応した教育機会の提供
- ・家庭や地域社会の変化への対応
- ・学習指導要領の改訂

(2) 教育に係る制度改正

- ・障害者差別解消法の制定（平成28年4月施行）
- ・選挙権年齢の18歳への引き下げ（平成28年6月施行）
- ・学校運営協議会設置の努力義務化（平成29年4月施行）
- ・学習指導要領の改訂（小：2020年度、中：2021年度実施）

(3) 国・県の方向性

【国】目指すべき姿

（個人）自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成
 （社会）一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会の持続的な成長・発展

【埼玉県】基本理念

豊かな学びで未来を拓く埼玉教育

3 第二次計画の成果と課題

成果：全体として23指標中14の指標が目標値を達成あるいは目標値へ向けて上昇。

課題：生きる力の三要素となっている「知・徳・体」を一体的にとらえた指導改善を引き続き図っていく必要がある。

4 基本理念

「生きる力を共に教え育てる草加の教育」

～笑顔かがやく草加教育プラン～

基本理念の実現に向け、子どもたちを育てる目標となる、目指す「草加っ子」（15歳の姿）を学校・家庭・地域で共有し、5つの基本目標の下に16の施策を展開する。

基本構成	I 自ら学び、心豊かに、たくましく生きる「草加っ子」の育成			II 生きる力を育む学縁都市そうかの推進	III 人権を尊重し合う教育の推進
基本目標	1 目指す「草加っ子」（15歳の姿）を育む幼保小中を一貫した教育の推進	2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進	3 教育環境の整備・充実	4 地域の力を育む生涯学習活動の推進	5 人権教育の推進
施策	1-1 子ども教育の連携の推進 1-2 自ら学ぶ「草加っ子」の育成 1-3 心豊かな「草加っ子」の育成 1-4 たくましく生きる「草加っ子」の育成 1-5 多様なニーズに対応した教育と支援の充実 1-6 「草加っ子」の学びを支える指導力の向上	2-1 地域とともにある学校づくりの推進 2-2 家庭教育への支援	3-1 安全安心な学校教育施設の整備・充実 3-2 学習環境の整備・充実	4-1 生涯を通じた多様な学習機会の充実 4-2 公民館・文化センターの整備と生涯学習環境の充実 4-3 文化遺産の発掘・保存・活用の計画的、継続的な取組の推進 4-4 読書活動を支える図書館サービスの充実	5-1 学校人権教育の推進 5-2 社会人権教育の推進

